

# 「人権啓発関係業務」委託業務仕様書

## 1. 事業名 人権啓発関係業務

## 2. 業務目的・概要

八尾市(以下「本市」という。)では、人権問題を重要な課題と位置づけ、2001(平成13)年に「八尾市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、同条例に基づき「八尾市人権尊重の社会づくり審議会」を設置している。人権施策を推進する際の基本方向として、「人権意識の高揚を図るための施策」を掲げ、同審議会の答申を受けて策定した「八尾市人権教育・啓発プラン」に沿って、人権尊重の視点に立ったまちづくりを進めている。

社会においては、今日もなお、人種や性別、障がいがあることなどを理由とした多くの人権侵害事案が発生する中、インターネット上への差別的な書き込みや動画投稿、個人への誹謗中傷など、その様相は、社会・経済情勢の変遷とともに、複雑かつ深刻化している。

本市においては、2025(令和7)年度から「八尾市第6次総合計画後期基本計画」がスタートし、「一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進」を掲げるとともに、国の「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」を踏まえ、2026(令和8)年度からは「第3次八尾市人権教育・啓発プラン」に基づき、人権尊重のまちづくりを進めるところである。

また、「令和6年度人権についての市民意識調査結果報告書」では、10～30代までの若年層や子育て世帯において人権への関心が低い傾向にあることから、若年層や子育て世帯をメインターゲットとし、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、複雑かつ多様化する人権課題の啓発を実施することを目的とする。

## 3. 対象地域及び対象者

### (1) 対象地域

事業の対象地域は、本市全域とする。

### (2) 対象者

原則、本市内に在住・在勤・在学の方(以下、「市民」という。)

## 4. 実施期間

令和8年6月1日～令和9年3月31日(予定)

## 5. 実施場所

原則、本市内

## 6. 事業内容

### (1) 人権啓発業務（啓発イベント等の実施）

市民の人権意識の高揚を図り、人権尊重の社会づくりを推進するため、専門的な知識やノウハウ、他団体とのネットワークを活用し、複雑かつ多様化する人権課題について啓発業務を実施する。

実施にあたっては、第3次八尾市人権教育・啓発プランをふまえた啓発イベントを4事業以上実施すること。

また、若年層や子育て世帯の参加の裾野を広げる工夫として商業施設でのスポット型イベントや、オンライン研修・動画研修・ショート動画・SNS等の工夫を行うこと。

なお、啓発イベントの周知等、情報発信の際は、ひゅーまんフェスタのマスコットキャラクター「ひゅーペン」を積極的に活用すること。

※ 定員 100 人以上の規模の講演会や映画上映会 1 回をそれぞれ 1 事業とし、人権に関する基礎知識を養成する研修会（ミニ講座）については、連続した 3 回以上の講座の開催をもって 1 事業とする。

※ 1 事業につき、下記の①から③の要素を 1 つ以上取り入れること。組み合わせは自由とするが、4 事業以上実施する中で、①～③を全て実施すること。

① 今まで本市の啓発事業に参加したことのない、新規参加者が全体の 25%以上を占めるよう努める。

② 10～30 代の若年者層や小・中学生のこどもがいるファミリー層をメインターゲットとする。

③ インターネット上の人権侵害が大きな社会問題となっていることから、市民のインターネットリテラシー向上にむけて、効果的な啓発を行う。

#### 【具体例】

ア さまざまな人権課題に関する講演会、映画上映会、人権に関する基礎知識を養成する研修会（ミニ講座）の開催

イ 各人権課題をテーマとした短編の啓発動画を作成し、本市内のデジタルサイネージ等での配信

ウ インスタグラム等を活用したインターネット上の人権侵害に関する啓発の取り組み

エ インスタグラムやX(旧 Twitter)等により、啓発イベントの周知等の効果的な情報発信

オ 啓発イベントと関連した効果的な啓発チラシ、グッズ等の作成及び配布

### 【留意事項】

事業の実施にあたり、実施方法や企画内容、実施体制、参加者の募集方法、アンケート調査、集計、分析等のまとめ方については、本市と事前に協議したうえで行うこと。

#### (2) 講師リスト作成・講師紹介業務

市民や本市内の団体が人権研修を実施するにあたり、参考となるよう、人権課題毎に研修講師や研修内容、講師謝礼等をまとめた講師リストを令和8年7月末日までに作成し、本市に提供する。

なお、市民や本市内の団体からの研修や講演の開催について相談があった場合は、当該講師リストを活用し、必要な講師紹介を行うこと。

※ 講師リストの活用方法を提案するとともに、活用件数の目標値を設定すること。

### 【留意事項】

作成にあたり、講師リストの掲載内容等については、本市と事前に協議したうえで行うこと。

## 7. 関係書類の提出

本事業の遂行にあたり、次に指示する関係書類を作成し、提出すること。

#### (1) 実施計画

事業を効果的に実施しつつ事業の質を向上させるため、目標値を設定した人権啓発関係業務に係る当該年度実施計画を提出すること。

なお、実施計画には、業務実施体制やその他、業務実施にあたって必要な事項等を記載すること。

#### (2) 業務実施に関する報告

各事業の業務が完了した際、各事業のアンケート結果を作成し、業務完了後15日以内に、本市に提出すること。

#### (3) 業務完了後の報告

事業の実績報告として、設定した目標値の達成状況をふまえた各事業の実績報告書(年間)を作成し、本市に提出すること。

## 8. 留意事項

- (1) 個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他の個人情報に関する法令等を遵守すること。
- (2) 個人情報及びその他業務の処理に伴い知り得た情報は他に漏らしてはならない。事業完了後も同様とする。
- (3) 本事業の実施で得られた成果物、情報（個人情報を含む）等については、本市に帰属する。

- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。  
ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない一部の業務について、あらかじめ本市の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- (5) 事業の実施は、状況に合わせ、オンライン開催にするなど開催方法について検討し、本市と協議の上、決定すること。
- (6) ホームページ制作および維持管理（サーバー費用等を含む。）、パソコン、インターネット回線、その他インターネット通信に必要な環境を整備し、その費用は受託者の負担とする。
- (7) 本市と本事業の委託契約を締結する際は、別途、詳細について協議するものとする。
- (8) 本業務の実施に際し、受託者は必要な帳簿を整備するとともに、業務完了後は速やかに事業報告書及び業務完了報告書を市長に提出すること。
- (9) 仕様書に定めのない事項又は社会情勢により業務内容に変更が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。
- (10) その他、事業の実施に際しては、本市の指示に従うこと。

以 上